

ご案内

平成30年1月

事業者様

一般社団法人
磐田労働基準協会

平成30年度 「安全衛生推進者養成講習」の開催について

労働安全衛生法では、中小規模事業場における安全衛生管理体制の確立を図るため、常時10人以上50人未満の労働者を使用するすべての事業場（ただし、金融・保険業・学校・病院・事務所等は衛生推進者等の選任でもよい）では、安全衛生推進者を選任して、安全衛生管理業務を担当させなければならないことになっております。

このたび、当協会では下記のとおり標記講習を開催いたしますので、この機会に貴事業場の該当者を積極的に受講させていただきますようご案内いたします。

記

1. 講習日時及び会場

【日時】 平成30年10月10日（水）～11日（木） 9:00～15:20（各日）

※ 各日とも講習開始時間10分前までに集合してください。

【会場】 一般社団法人 磐田労働基準協会 磐田市見付2970-5

2. 講習の内容

- (1) 安全衛生推進者の職務 (2) 安全衛生教育 (3) 設備と作業の安全
(4) 災害調査と原因分析 (5) 作業環境管理及び作業管理 (6) 健康の保持増進 (7) 関係法令

3. 受講料 (テキスト代、消費税を含む)

受講者1名につき、

当協会 会員事業場 11,880円、 非会員事業場 14,040円

4. 受講申し込み方法

- (1) 右記申込書に必要事項を記入し、受講料を添えて当協会にお申し込みください。引換えに受講券をお渡しします。定員に達し次第締め切りますので、お早めにお申し込みください。
(2) テキストは、開催当日会場でお渡しします。
(3) 申込み後の取消しは、開催日の7日前までに連絡があった場合に限り受講料をお返しします。返金受取りの際は、受講券及び当協会宛ての領収書を持参願います。

また、受講者の変更も開催日の7日前までに連絡願います。

注) この講習会は、日本語のテキストに沿った講義を行いますので、これらに対応（理解、読み書き等）できる方を対象として受け付けています。

5. 修了証の交付 講習修了者には「安全衛生推進者講習修了証」を講習最終日に交付します。

6. 携行品 受講券、筆記用具、昼食（希望者には斡旋いたします）。

「安全衛生推進者」を選任すべき業種

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・什器等卸売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

「安全衛生推進者養成講習」受講申込書

受講月日	平成 年 月 日
------	----------

受付番号	受講者氏名 (ふりがな)	生年月日	現住所
	-----	S H	
	-----	S H	
	-----	S H	
	-----	S H	
	-----	S H	

平成 年 月 日

〒

所在地

事業場名

T E L

F A X

(担当者氏名)

静岡労働局長登録養成講習機関（登録第5号）
一般社団法人 磐田労働基準協会 御中

*個人情報の取り扱いについて
ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任をもって管理し、申し込みいただいた講習・教育の実施のためにのみ使用いたします。

【申込み先】

一般社団法人 磐田労働基準協会
〒438-0086 磐田市見付 2970-5
TEL : 0538-32-2638 FAX : 0538-37-3977